

令和元年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和元年6月28日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	政策調整部政策監 (市民病院整備担当)	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第57号から議第65号まで

(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第3号) 他8件)

各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 議第67号から議第71号まで

(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第4号) 他4件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 発議第1号

(野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第3 議員の派遣について

第4 意見書第7号から意見書第9号まで

(民生委員・児童委員の抜本的な制度改正を求める意見書(案) 他2件)

提出者説明、質疑、討論、採決

第5 議第72号

(事業譲渡契約について(医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約))

提案理由説明、質疑、討論、採決

開議

午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(橋 俊明君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は6月5日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

6月5日に提出された議案につき、6月19日付で市長から本職宛てに議案の訂正の承認について書面により提出されました。

文書は、既に配付のとおり議第62号の題名の訂正であります。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、議案の訂正につきまして承認をお願いいたしておりますので、説明を申し上げます。

去る6月5日に提出いたしました議案につきまして、議案書41ページ中、議第62号の題名において、正しくは野洲市税条例等の一部を改正する条例と表記すべきところを、「等」が脱落し、誤って野洲市税条例の一部を改正する条例と表記をしておりましたので、これを訂正いたします。

以上、議案の訂正につきまして、野洲市議会会議規則第20条第1項の規定による議会の承認をお願いするものです。

なお、本件の議案の内容につきましては一切訂正するものはございません。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（橋 俊明君） ただいま市長から議案の訂正の件について説明がありました。

お諮りいたします。

ただいまの議案訂正の件について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまの議案の訂正の件は承認することに決定しました。

次に、赤坂健康福祉部政策監より発言を求められておりますので、これを許します。

健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 去る6月18日の一般質問におきまして、工藤議員の幼児教育・保育の無償化に関するご質問のうち、認可、認可外、その他の施設及び児童数のご質問で、その他に該当します障がい児通園施設は発達支援センターで60名の利用者、児童発達支援のサービス提供者1カ所で3名の利用者となっておりますと答弁いたしました。施設の名称とサービスの名称が混合して誤解を招く表現でございましたので、

修正の方をさせていただきます。正しくは、その他の障がい児通園施設に当たる施設は児童発達支援サービスを提供する事業者で2カ所あり、1つは市の発達支援センターで60名の利用者と、もう一つは民間で名称がベストライフ歩で3名の利用者となっております。訂正の方をさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第12番、鈴木市朗議員、第13番、工藤義明議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、各常任委員会委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第57号から議第65号まで、令和元年度野洲市一般会計補正予算(第3号)、他8件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番(野並享子君) 第14番、野並享子です。

去る6月14日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第60号野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、「日本工業規格を日本産業規格という名称に変える。これは各都道府県、市町が統一した方向か」との質疑に対し、「全国一律で、各市町とも同じような改正が行われる」との答弁がありました。

また、「JIS規格だが、今度日本産業規格になったら愛称はどうなるのか」との質疑に対し、「英語の表記はJISそのままである」との答弁がありました。

続いて、議第61号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、「自動交付機は現行年間1万余りの利用であるが、マイナンバーカードはコンビニでも交付申請でき簡単になる。しかし、自動交付機が廃止になると不便になる人も出てくる。利用者の声をどのように酌み上げたのか」との質疑に対し、「平成9年に証明書の

自動交付機による開始をさせていただいたが、去る5月に、今回マイナンバーカードを健康保険証にも使えるように改正健康保険法も成立した。2021年の3月にはその実施を目指すということが決まり、ますますマイナンバーカードの交付率も増えてくると想定している。コンビニ交付は、全国のコンビニエンスストアで朝6時半から夜の11時まで利用でき、利便性も高く、基幹系システムのクラウド移行と、自動交付機のリース期間が終了する9月末で自動交付機の廃止を検討させていただいている」との答弁がありました。

また、「自動交付機の費用対効果という角度から廃止という方向性を出しているが、内訳は」との質疑に対し、「自動交付機を更新した場合、年間約530万円の追加費用があり、またコンビニ交付に係る年間経費は894万円で、同じシステムを並行利用していくと、毎年530万円の追加の更新経費がかかる。市民にとって利便性もあるコンビニ交付に統一化の方が経費削減になるので、自動交付機の廃止を決断した」との答弁がありました。

また、「大半の人がマイナンバーカードを持ってないが」との質疑に対して、「マイナンバーカードの交付率は5月31日現在で6,533人、交付率は12.74%である。コンビニでの証明書の交付率は、平成29年度は3.04%が平成31年4月から5月には5.56%と増え、自動交付機での証明書の交付率は平成28年度の20.4%が平成31年度4月から5月には15.92%と減少し、コンビニ交付に移行していると考えます。2021年3月からマイナンバーカードを用いた健康保険証利用が決まり、総務省の方から市町村に対しマイナンバーカード交付円滑化計画の策定の推進を求められており、ますますコンビニ交付が増えるの見込んでいる」との答弁がありました。

また、「894万円のコンビニ交付のコストだが、件数とかに関係なく一律894万円だけか」との質疑に対して、「894万円はシステムを運用していく維持管理費である。その他にコンビニに支払う交付手数料が1件当たり115円である」との答弁がありました。

続いて、議第62号野洲市税条例等の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、「電気自動車等には天然ガスの車が含まれているのか」との質疑に対し、「そのとおりである」との答弁がありました。

また、「単身児童扶養者というのは」との質疑に対し、「未婚という前提になり、結婚された後、片方がお亡くなりになられたとかいうのは含まれない」との答弁がありました。

また、「軽自動車の環境性能割のところ、当分の間というのを入れてあるのはなぜか」との質疑に対し、「環境性能割を徴収することについても当分の間県が徴収するので、それ

にあわせている」との答弁がありました。

続いて、議第64号野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例及び野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、「病院事業管理者に最初は院長を予定されていたと思うが、院長がやるのと市長が兼ねる場合では、具体的にどういう差があるのか」との質疑に対し、「病院長には病院の現場業務に専念していただくということで病院長の負担が一定軽減される。安定化が早期に図れるのではないか」との答弁がありました。

また、「医師の確保については病院長が責任を持ってやっていただいて、それ以外の事務方のことは市長が中心となって、市役所というか職員の中でサポートしていくという形なのか」との質疑に対し、「管理者も全体的な管理になってくる。例えば議会等への対応もあり、全体総括というふうに考えていただければわかりやすいかと思う」との答弁がありました。

続いて、議第65号野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、「初めのときに保育手当が入っていなかったのは何か理由があるのか」との質疑に対し、「昨年の8月に提案したが、その時点では国の保育料無償化の方向性が言われていたが、対象者が明確ではなかった。最近制度が明確になり、ゼロ歳から2歳児については一部対象から外れてくるので、その部分を補完するような形で手当の創設を考えている」との答弁がありました。

また、「保育手当の金額は幾らか」との質疑に対し、「今現在、野洲病院では保育手当については保育料を負担する子どもが1人の場合は、その方の月額保育料の自己負担2万円を超える額を補助している。現行サービスが落ちないことを重視した」との答弁がありました。

以上の5議案を議題として慎重に審査いたしました結果、議第64号、議第65号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第60号、議第61号、議第62号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（橋 俊明君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、北村五十鈴議員。

○16番(北村五十鈴君) 第16番、北村五十鈴です。

去る6月14日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

本委員会においては、議第63号野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の1件について審査いたしました。

委員からの「貸し付けを受けようとするものの対象者について、市内、市外の詳細を教えてください」との質疑に対し、「この災害弔慰金については、災害時、市内におられる方が対象になってくる。その後、市外に転出されても災害時に住んでいたところで貸し付けを受けるルールになっている」との答弁がありました。

また、委員からの「もともと野洲市民であっても、転出後もやはり保証人を立てないといけないというのは、どういうことか」との質疑に対し、「野洲市においては生活再建の担当があり、生活再建型の部分でフォローができるので、保証人がない場合でも貸し付けているが、市外の方については目が届かないので、原則保証人を定めている」との答弁がありました。

また、委員からの「第12条のところで、『所有』が『所得』に変わっているが、言葉の意味としては相当変わると思うが」との質疑に対し、「過去の単なる文言の書き間違いということが今回わかり、直した」との答弁がありました。

また、委員からの「この制度を利用された過去の実績を知りたい」との質疑に対し、「野洲市では実例はない」との答弁がありました。

また、委員からの「市民に対するこの制度の周知は」との質疑に対し、「周知等はしているが、東日本の災害の後、被災者の生活再建支援制度ができ、今後はそちらが主になっていくと考えている」との答弁がありました。

また、委員からの「保証人の件で、市外の者にあっては、ただし書で『市長が特に認める』とあるが、どんな想定があるのか」との質疑に対し、「身寄りがない、近親者と疎遠に

なっている、近親者が生活困窮であるなどを想定している」との答弁がありました。

質疑の後、議第63号では委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第63号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（橋 俊明君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、荒川泰宏議員。

○17番（荒川泰宏君） 第17番、荒川泰宏です。

去る6月14日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月20日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

本委員会では、付託を受けた議案、議第59号「篠原駅前」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

本議案を議題として慎重に審査いたしました結果、質疑、委員間討議もなく、議第59号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（橋 俊明君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

去る6月14日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月19日に各分科会を、また26日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第57号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第3号）、議第58号令和元年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）、以上、2議案を議題として、6月26日の予算常任委員会では、各分科会に分担しました令和元年度補正予算案が詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長、副会長より報告を受けました。

主な報告の内容は、総務分科会長報告では、議第57号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第3号）について審査されました。

そのうち、歳入第17款寄付金、一般寄付金（野洲市市三宅東部土地区画整理組合からの寄付金）で、「市三宅東部土地区画整理組合からの寄附金1,300万円について、清算としてはこれで全てか」との質疑に対し、「今回の清算は組合解散に向けた手続に入っておられ、事業全体を見渡した中で余剰金を清算されるものである」との答弁の報告を受けました。

また、「この市三宅東部土地区画整理組合の減歩率は適正であったのか」との質疑に対し、「当該市三宅東部の区画整理事業で、公共減歩と保留地減歩の合算の減歩率は33.95%であった。この減歩率は、これまで過去の区画整理事業の減歩率と比べても適正、妥当であると言える」との答弁の報告を受けました。

また、「1人の方の減歩率33.95%という減歩率ではなく、土地の半分ぐらいがなくなったという方がおられ、県に対して異議申し立てや組合の中でもその問題を言っておられた。寄附金が1,300万円もあるのであれば、組合として市に返すのではなく、何らかの形でその方に返す分もあるかと思うが、そういう対応ができなかったのか」との質疑に対し、「減歩率の違いについては、換地計画に基づき必要な公共施設用地や保留地を見出すために、従前の土地の価値を総合的に判断して適切な価値に公平に換地処分されたものであり、これについても市は適正であるという判断をし、審査請求がなされた県や国においても同様にその判断に間違いなく、適正なものであるという結果であり、寄附金の額も妥当なものである」との答弁の報告を受けました。

文教福祉分科会長報告では、議第57号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第3号）のうち、第3款民生費における歳出及び関係する歳入（特定財源）について審査され、委

員からの「児童対策推進事業費におけるシステム保守委託料について、当初予算から倍以上の予算が必要となった理由は何か」との質疑に対し、「当初予算を要求する時点では、保育無償化に係るシステム改修の内容が未確定であったため、その時点における概算的な額を予算に計上していたが、今般保育無償化に係るシステム改修の具体的な内容が確定したことに伴い、その改修に必要な額が確定したためである。なお、この改修費については、その全額が国から補助されるものである」との答弁の報告を受けました。

次に、第4款衛生費における歳出及び関係する歳入（特定財源）について審査され、委員からの「地域医療体制整備補助事業費における地域医療確保対策医師確保助成金とは具体的にどのような内容のものか」との質疑に対し、「この助成金は医師確保に係る経費として市が野洲病院に交付するものであるが、この助成金については、市が採用した野洲病院の医師の給与に充当されるものと考えている」との答弁の報告を受けました。

次に、第10款教育費における歳出について審査され、委員からの「自動火災報知器の点検及び管理状況についてはどうか」との質疑に対し、「点検については年1回実施しており、現在設置している自動火災報知器については耐用年数のみで更新を判断するのではなく、異常があった場合にはその都度にきちんと修理して、修理して使える限りは使用していきたいと考えている」との答弁の報告を受けました。

次に、議第58号令和元年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）について審査されました。

委員からの「材料費から4,500万円を減額し、同額を開院準備経費負担金として経費に組み替え計上しているが、この開院準備経費負担金とは、薬品費と診療材料費の2つの項目に関するものか」との質疑に対し、「この開院準備負担金については、7月1日の市立野洲病院の開院までに準備が必要な薬品や診療材料について、御上会野洲病院が事前に調達及び保管を行うための費用である」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「債務負担行為の増額について、今回の増額から今後さらに増額される可能性はあるのか」との質疑に対し、「増額はその時点における建築資材単価や労務費の精査により判断されるものであるため、現時点で今後の増額を予測できるものではない」との答弁の報告を受けました。

次に、予算常任委員会に付託を受けた関係予算について委員間の討議はありませんでした。

採決については、議第57号から議第58号までの2議案については、採決の結果、議

第57号は全員賛成により、議第58号は賛成多数により、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（橋 俊明君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第57号から議第65号まで、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第3号）、他8件について、討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

議第61号、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議第61号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

本案件は、現在設置されています自動交付機のリース契約の期限切れに伴うもので、コンビニエンスストアでのマイナンバーカードでの印鑑証明の交付が可能になったことを理由に挙げています。

しかし、マイナンバーカードの保持者は全国でも12.8%で、野洲市でも12.74%であり、ほぼ9割近くの市民がマイナンバーカードを保持されていないのが現状です。窓口でも交付できるとのことですが、国はマイナンバーカードの交付率を上げるため、国民番号制を着々と進めています。そうなれば、マイナンバーカードがないと将来的には交付できなくなってしまうのではないのでしょうか。そのために国が自動交付機での交付からコンビニ交付に切り替えようとしています。

これまで、国は2020年にはマイナンバーカードと健康保険証とリンクするための法整備を進めてきました。今回の自動交付機の廃止により、窓口での業務も職員の負担増が懸念されます。一時的と質疑で答弁されましたが、将来的にはマイナンバーカード交付をさらに上げていけば、業務の負担解消もできるとも考えておられるのでしょうか。マイナンバーカードの普及率を見れば、市民のほとんどの方がマイナンバーカードに対するメリットを感じていないことは明らかです。利便性があるとのことですが、それ以上に個人情報漏えい等に関する危機感を抱いています。国民や市民にとってメリットよりもデメ

リットの方が大き過ぎることになるのではないかと思います。国が全ての情報をマイナンバーカードに集約し、進めようとしています。国の狙いは、多くの低所得者にあり、税金や保険料に応じて社会保障の利用を制限することにあります。

以上のことから、議第61号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例に対する反対討論といたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、議第62号、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

議第62号野洲市税条例等の一部を改正する条例案に対して、反対の立場で発言いたします。

条例提案において、軽自動車の取得時に課税される環境性能割について、消費税引き上げに伴う臨時的軽減として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得された軽自動車に限り、環境性能割1%分を非課税とする等々の提案は地方税法の一部改正に伴うものですが、そもそもの出発点は消費税率10%への増税批判から国民を欺く手法にほかならないと明白です。その最たるものが本年10月からの1年間に限定されている内容ではないでしょうか。

野洲市として提案されているのは致し方ないとしても、各市町が矛盾を抱きながらも逆進性の高い消費税増税を取引にして国民に押しつけることには、各市町からも声を挙げるべきでありとして反対するものです。

以上を発言して、この条例への反対討論として終わります。ありがとうございます。

○議長（橋 俊明君） 次に、議第64号、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

議第64号野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例及び野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案に対して反対の立場で討論いたします。

平成23年、野洲病院から新病院基本構想2010が市に提案されました。確認しておきたいのは、この提案には運営は今までどおり野洲病院が継続主体、また当時の守山野洲医師会も新病院建設立地は限定しておらず、駅前ありきではなかったということです。

その後、野洲市には中核医療機関は必要と議論を重ね、野洲病院が担っていただいていた重要性を鑑み、立地は駅前の市有地、概略中身は野洲病院を引き継ぎ、運営は市の直営と決定いたしました。しかし、反対の市民、議員も半数近くあったと思います。病院は必

要でもどうして駅前なのか、今さら直営なのかとの声がある中、市は駅前構想全体の中の病院であり、商業施設等と併用して南口周辺整備事業としてまちづくりを進める。また、議論が進む中、直営ではなく独立行政法人、非公務員型にすると市民や議員に変更の説明もありました。それにより、誰もが野洲の体力の範囲内で身の丈に合った病院を望んでいたはずでした。それが今は大きく揺らいでいます。私たちが1期目に説明を受けていたときよりたった2年で事業費は30億近く増え、また新病院から直接独法にはできないこともわかり、一旦野洲病院を市立病院にするという行程が浮上いたしました。それでも兆しは明るいとされていた野洲病院の現状は火の車、協定書も体をなさず、厳しい船出となりました。その上、今回の条例に連動してくるそんな厳しい病院運営の管理者と事務部長に、公営企業法全適の目的もよそに置き、市長と市職員の登用です。お二人とも行政のことにはすばらしくたけておられて、上司としても部下も認める優秀な人材だと私も思いますが、野洲市と中主町、同じ行政が合併したときでもそれは大変だったと聞いているのに、ましてや今回は民間と行政の合併です。消しゴム一つ買うにも全然違う組織の中、その上専門性が最も高いと言われる病院経営です。もちろん、経営トップには専門のプロの配置が必須条件であると考えます。

今野洲病院に早急に求められているのが経営改善です。そのためにも、やはり総務省や厚労省の指導に沿って自立性を重要な経営論点とするべきです。6月30日まで賞与も払えないほどの厳しい病院経営が、7月1日から市が運営したからといって、医業収益が改善され、この年末の12月には借入れをしなくても賞与が無事払えるのでしょうか。もちろんそうならないといけないし、そうなるためには、トップの経営陣の手腕が必要です。経営の行き詰まりの原因を洗い出し、改善のための具体的な方法論を考え、そのための野洲市民病院の差別化や職員との意識の共有、こういった医療とは少し切り離れた事務方の運営が必要です。その山盛りの仕事量を市長が全ての時間を病院に費やしても足りないくらいの局面をもう迎えていると思います。お手本にすべき事例も近隣の市町、彦根市民病院や大津市民病院も同じ難題に頭を痛めておられる中、どうして野洲だけどれだけ優秀な山仲市長であっても、そんな魔法のようなことができるとは到底思えないし、思ってもいけないと思います。お手並み拝見などと言っている余裕は今の野洲市にはありません。

その上、市長は全てにおいて議会の承認をとり、順次進めている、だめなら否決すればいいといつも発言されています。同じ構図が先日の都市計画税でも見られました。正確でない条例を修正することなく、委員会、本会議と、私たち野洲市議会は通してしまったの

です。市民は怒っています。市民の市議会に対する不要論、不信感はますます大きくなっています。今回こそ私たち議員は市に否決というストップが必要です。そして、もう一度中核医療を残し、守り、持続可能な方法を探るべきです。今さらではありません。無理のない、維持できる医師の数、その数に見合ったベッド数、診療科、達成可能な病院規模、どれをとっても改善は今ならできます。かかった費用も、今後抱える借金に比べたら小さなものです。

私は長く民間にいました。だから、行政との違いを私なりに理解しているつもりです。また、商業施設としていろんな企業を見てきました。だから、経営の大変さも身にしみて実感しています。だからといって、民間だけが素晴らしいとは言っていません。行政は行政にしかできない貴重な仕事があることもこの6年間で知りました。民間のできることは民間に任せ、行政にしかできないことに市民のために全精力を注ぐべきだと思います。だから、今回の管理者、事務部長の配置には反対です。よって、関連するこの条例にも反対です。

経営の神様、松下幸之助氏は、社会やその家族を思うなら、経営のトップにいる者は進めることよりとまる勇気、決断も必要であると。また、稲盛和夫氏は、楽観的に構想し、悲観的に計画すると。厳しいと気づいたら素直に一旦停止も必要です。無理な運転は大きな事故につながります。どうか議員の皆様、素晴らしい自然に恵まれたこの大切なふるさと、野洲を私たちの時代で借金まみれにしないように、また市長や部長には市役所の仕事に専念いただいて、本分である多々ある課題に力を注いでいただきたいと思います。病院賛成、反対で判断するのではなく、この条例の本質に対して反対の賛同をお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議第57号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第57号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第58号令和元年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第58号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第59号「篠原駅前」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第59号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第60号野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第60号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第61号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第61号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第62号野洲市税条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第62号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第63号野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第63号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第64号野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例及び野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第64号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第65号野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第65号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

（追加日程第1）

○議長（橋 俊明君） 追加日程第1、議第67号から議第71号までについて、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第4号）、他4件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（瀬川俊英君） それでは朗読いたします。

議第67号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第4号）、他補正予算1件。議第69号医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約を議会の承認を要する事件として定める条例。議第70号財産の処分について、他その他の案件1件。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由のご説明を申し上げます。

議案といたしまして、補正予算2件、条例制定1件、その他2件の合計5件を提案いたしますので、ご審議、ご採決、よろしくお願いいたします。

議第67号令和元年度一般会計補正予算（第4号）、議第68号令和元年度工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）及び議第70号財産の処分につきましては、関連する議案でありますので、合わせてご説明申し上げます。

三上小中小路工業団地造成事業により、工業用地として整備した市有地のうち、三上字西ノ川原の2筆、1万8,093.17平方メートルの土地を購入するため、令和元年6月14日に競争入札を行った結果、ライトケミカル工業株式会社代表取締役富村俊介が13億6,146万1,461円で落札されましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の処分について議決を求めるものです。

令和元年度工業団地等整備事業特別会計は、土地財産の処分による売り払い収入を当初予算において予定価格の5億7,200万円としていましたが、先ほど申しあげましたとおり、2倍以上の金額で落札されたことにより、7億8,946万1,000円を増額い

たします。

歳出においては、一般会計繰出金を増額すると共に、地域開発事業債の返還等に伴う不動産鑑定委託料、市債、利子等の不用額を減額いたします。また、令和元年度一般会計は4億20万円を増額します。

歳入においては、工業団地等整備事業特別会計繰入金及び財源調整として、繰越金を合わせて8億円増額し、財政調整基金の繰入金を4億円減額します。

歳出においては、減債基金及び公共施設等整備基金の積立金を合わせて4億円増額します。

なお、財産の処分に係る補正にあわせて、市民活動団体の活動活性化を目的に、歳入では市民活動促進補助金交付事業のためのまちづくり基金繰入金を、歳出では市民活動団体の活動を促進させるための補助金をそれぞれ20万円増額いたします。

議第69号医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約を議会の承認を要する事件として定める条例についてご説明申し上げます。

本議案は、令和元年5月29日付で医療法人社団御上会野洲病院と締結した病院事業等に係る事業譲渡契約について議会の承認を要する契約行為とするため、条例を定めようとするものです。

当該事業譲渡契約については無償譲渡としていることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得には該当しないものの、本市の将来にわたる政策の推進において極めて重要な契約行為であると認識しております。

また、御上会野洲病院からの包括承継を基本とし、権利義務、固定資産、流動資産等の病院事業に必要な資産と合わせて、医療債務や債権放棄に関わる事項も含まれていることから、当該譲渡契約に限り議会の承認を要する契約行為とするため条例を定めるものであります。

なお、本条例は公布の日から施行し、承認に係る議案の議決を得た日をもってその効力を失うものいたします。

議第71号訴えの提起についてご説明申し上げます。

本議案は、市営住宅の入居者が過去23年間にわたりたび重なる住宅使用料等の滞納を繰り返してきたため、市は滞納に着目し、野洲市くらし支えあい条例に基づく生活困窮者等と位置づけ、滞納の解消の前提として生活の課題を解決すべく、総合相談窓口を核として、これまでさまざまな生活再建の支援を行ってまいりました。

しかし、一定の収入を得ている現在にあっても支払いが行われなため、滞納額がさらに増え続け、令和元年5月分まで計64カ月分の市営住宅使用料及び駐車場使用料の納付が滞っています。また、これを原因とする住宅の条件つき使用許可取り消し通知にも応じないことから、やむを得ず住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いを求め、大津地方裁判所へ提訴すべく、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

当案件は、真に悪質な性質のものというよりは、過去旧野洲町時代の対応も背景にあると判断され、当該訴訟においては議案書の訴訟遂行の方針のとおり、被告らとの話し合いも重ね、生活状況等も鑑みながら和解も含めた提起を行うこととしています。

また、判決後においてもその債権の履行にあたっては被告らの生活保全を優先し、債権管理条例に基づく制度的な対応によっては債権放棄等も視野に入れ対応してまいりたいと考えています。

なお、当案件は今後制度化を予定している市営住宅の保証人廃止の検討の契機となった事例の1つであります。

以上、ご審議、ご採決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（橋 俊明君） これより、ただいま議題となっております議第67号から議第71号までについて質疑を行います。ご質疑はございませんか。

暫時休憩します。

（午後1時57分 休憩）

（午後2時07分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

議第69号医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約を議会の承認を要する事件として定める条例について、提案理由の確認、質疑をいたします。

当該条例は、事業譲渡契約書附則2にあるように、議案の議決を得るためだけのもので、本日1日限りの効力というまれに見る珍しい条例です。

そもそも、当該契約行為は、当定例会開会日、6月5日以前、令和元年5月29日に締

結されており、どうして当初日程に乗せなかったのか、それに執行部の裁量権の範囲であるにもかかわらず、法的拘束力のない契約締結議案をここに来て今さら提出する意図、狙いが全く不明であり、またそのためにこのように追加の追加まで提案し、市民にはわかりづらく、本会議を長引かせております。

そこで、全てにおいて市長にお伺いいたします。

1、趣旨第1条、また今の提案説明にもあったように、本市の将来にわたる政策の推進において極めて重大な契約行為であるから議会の承認を要する件とありますが、そのような重要な契約なら、どうして5月29日の締結以前に議会の承認を得るという今回の一連の行程をとられなかったのかお伺いいたします。

2、同じ理由で開会日に間に合ったのに追加で提出した理由をお伺いいたします。

3、極めて重要とは何を指すのかお伺いいたします。

4、この条例が議決され、事件となっても、この後提案される契約本体には何ら影響は及ぼしません。ただ、議会としては責任を分担されるだけで、野洲病院にとっても市民にとっても状況は変わりません。だとすると、余計に事件にする意図が議会の担保だけのようには思いますが、見解をお伺いいたします。

5、どうしても議会の担保が必要な事案が発生する可能性があるのかお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員からの条例提案に関します医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約を議会の承認を要する事件として定める条例についての5点のご質問にお答えをいたします。

病院事業につきましては本会議で何度もご質問もいただきましたし、基本的には病院事業の特別委員会で全ての情報をお出ししてご審議をいただいています。包括的承継、事業譲渡とするということも随分前に方針をお示しして順番に準備をしてきたところでありますし、今回の譲渡契約の概要につきましても、また具体的な内容は先般の特別委員会でお示しをしました。

5月29日になぜにということですが、7月1日から野洲市立病院という形で運営をいたします。実際契約をそれ以前にしないといけない。実際の事務を本当に職員も頑張ってくれて、かなり細かいところまで詰めてきました。一方では、ぎりぎりでは余りにも安心感ができない。本当はもっと早くしたかったですけども、資産の洗い出しとか債務、債権の状況とか、さまざまなことを詰めてきた中でしかこの譲渡契約が結ばれません。でき

るだけこちらは早く、中途半端になりたくないから。ということで、結果的にぎりぎり、5月29日に結ぶことができました。今議会の開会が6月に入ってからですけども、議運は5月の後半にもう既になされています。もちろん追加、追加でもいいんですけども、2番目にも関わりますけども、この案件は契約を結んでからでないと提案できない案件です。契約が成立してからでないと。ということからして、5月29日に契約を結びましたけども、当初の議案にするのは議会日程上は困難であったというのと、いずれにしても病院の譲渡の契約手続からしたら最大限こういう日程にならざるを得なかったというのと、契約を結んでからしかできないということについては、今申し上げたように両者が印鑑を押して、契約として成立してからしか議案として提案できませんし、議案として提案するためには制度がないので、いわゆる制度制定というところから今回条例を提案させてもらっているわけであります。

3番目は極めて重要、これはもう自ずから申し上げるまでもなく、ただいまでさえも私が病院管理者になるのと違って、今もまだ病院事業の管理者なんですけども、それを一定期間引き継ごうということについても何かいろいろおっしゃいましたし、それほど重要なわけです。ましてや、これまで何回も議会で賛成反対とかあった議案ですから、実質的に医療現場を抱えて野洲市が病院事業をするというこれも最終的な節目のときに、議会の皆さんの議決はさることながら、これも何回も申し上げたように、民主主義というのは議論をして熟議の上で判断するというわけですから、議論の場を提供させていただいて、ご採決いただきたいということです。

現に、北村議員自身も先の特別委員会のときに譲渡契約については議会の関与を望みたいとおっしゃったのではなかったのかと思います。だから、言っておられることとやっておられることが全然違うので全く残念でありますけども、要するに採決だけの話と違って、こういうふうに議論して深めていく。これを市民の皆さんが聞いておられて理解をさせていただくそういうためです。先ほど、残念ですけども私がこういう議案を提案して、本会議の時間を長引かせたとおっしゃいました。これは民主主義に全く反します。どこかの独裁国家みたいな話じゃないですか。何も私でできるんだけれども、ぜひ市民代表の皆さんに議案を説明して、そして契約内容を説明して、もう一度ご判断いただきたいという機会をぜひお願いしたいと言っているのに、逆に要らないというご趣旨でご質問ですし、自ら場をつくれとおっしゃったのに、どう理解しても全くご質問の趣旨がわかりませんけども、私の答えは今申し上げたようなことです。

4番目は、議会関与で野洲病院にとっても市民にとっても何か何も変わらない。変わらないか変わるかは、これは皆さんが議論されてどうなるかということであって、最初から決まっていたら、さっき言った独裁国家ではないですか。だから、私がたまたまこれに関しては制度上権限はありますけども、でもそれも問いかけて、いかがですかと言っているわけです。これも特別委員会の際に申し上げたように、議会基本条例で教育基本計画とかいろんな計画を議決事項にしてもらっていますけども、あれも何も法的拘束力はないわけです。法律で、この条例はとか決められている場合以外の議会基本条例の中身というのを、わざわざ野洲市議会の総意でいろんな計画とか重要大綱を議決しようとしておられるわけですから、もうそれを言い出したら、この間も言いましたように議会基本条例を廃案にされたらどうなんですか。私は賛成しませんよ。でも、北村議員の今回この議案に対するご質問からすれば、そういうことを主張しておられるということになってしまっているかなというふうに思います。だから担保とかそんなことじゃなしに、議決以前の議論をしていただく、熟議をすると、そこが私は大事だと思っています。

それと、どうしても議会の担保が必要な事案が発生する可能性があるのか。ちょっとこれ意味がわからないんですけど、担保とかそういうことじゃなしに、議員さんは、あるいは議会は担保する機関じゃないわけです。市民の代表として質問し、意見を述べ、そして議決に関わる機関です。

それと、そもそも論なんですけども、これも従前から言っていますように、地方公共団体、自治体の議会は条例を制定できるわけです、自治体は。地方自治法に定められています。地方自治体は条例を定めることができます。これ地方自治法に定まっているだけではないわけですよ。憲法の94条に、法律の範囲内で条例を制定することができる憲法で定められているわけです。むしろ条例を定める要件が厳しくされているわけですし、ご承知だと思いますけど。まず法律論でいきますと、これを受けて地方自治法14条の1項で、地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し条例を制定することができると書かれています。地方自治法の第2条第2項というのは何かと云ったら、地方公共団体は地方における事務及びその他事務云々と書いていまして、要するに私たちが、私たちというのは議員の皆さんも含めてですけども、市民のために行うさまざまな事務、いわゆる自治事務と言われていることと一部法律に定められている事務、3つの要件があります。釈迦に説法か知りませんが、だから、その自治体の事務であるかどうか問われるわけです。まさにこれは野洲市の事業です。

さっきちょっとこれも何か変なことをおっしゃいましたね。市長は市役所の仕事に専念したらいいと。病院も市役所の仕事なんです。今野洲市は病院事業の条例を持っていますから、市役所の仕事。さっきメモしておきました。病院に関わらなくて市役所の仕事に専念しておけとおっしゃいましたけど、これまさに市役所の仕事なので、私が関わったらだめなのかなんのですけども、当然保育園とかいろんなことと一緒に、関わって当然なんですけど、いずれにしても自治体の事務であるかどうかは問われます。これは自治体の事務です。

もう一つのチェックポイントは、法令の範囲内であること。これは何も法令に抵触しませんから、法令の範囲内です。

もう一つは、憲法、特に人権保障に抵触しないこと。これどなたの人権も侵害しません。だから憲法に合っています。だから、通常定められている憲法、地方自治法に定められている地方自治体の条例制定権に合致する提案であります。

ただ、あとは中身をご審議いただいて、ご採決いただく。中身というのは、この条例案を通していただいたら次に譲渡契約の中身について提案をさせていただきますから、そこには北村議員は軽いとおっしゃっていますけども、私から見たら、昨日御上会の解散式がありました。そこで、昭和の30年代から診療所を始めて、実質今の野洲病院の形になったのは半世紀余り前、この間地域の医療、それだけじゃなしに、私は近隣の医療も含めてと申し上げたんですが、貢献してきていただいたんですけども、まさにプロがやっていて破綻したわけです。民間病院で破綻したから、仕方がないから野洲市が責任を持ってとおっしゃったのでここまで約8年、9年進めてきた。ようやくさっき申し上げたように現場で医療行為を責任持ってやるという、まさにこの大きな節目のゴーサインが出るか出ないかということですので、結果が決まっているとおっしゃっているのは意味がわかりませんが、重大な案件なのでまずはご審議、ご採決いただきたい。何も議員さんに責任を負って下さいとか、そんなことは、責任というのは負わされるものじゃなしに負いにいくものだと思いますから、全く残念な、何かここに来て残念だと思います。さっきも私が言っていないことを私が言ったとか、本会議でもそうでしたけども、この間も問いかけても全然答えが出てきませんでした。駅前の治水を責任持って病院が管理するまでやれとおっしゃいましたけど、いずれにしても今回5問ご質問いただきましたけど、ぜひまずはこの条例可決いただいて、次の中身の条例も提案できるようにしていただくことをお願いいたします。ご質問への答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 質疑をさせていただいているので、この項目に沿ってお答えいただきたいと思います。

1番ですけれども、5月29日に契約されたものです。もうあさって、1日、もうすぐに7月1日を迎える今になって、これをぎりぎりとは言うと思うんですけれども、今日出されることはぎりぎりではないのでしょうか。私はぎりぎりだというふうに思うので、どうしてももう少し、29日に契約されて、6月議会、5日からもう今日が最終日ですので、その間に、何で今日になったのかというのがこの1番の大きな質疑、質問ですので、そこを的確にお願いします。

2も同じです。

3番目の何かということをはっきり言っていただきたいと思います。市長のおっしゃっておられることが多岐に及んでしまうので、どうもポイントが聞いていましてよくわからなくなって、私はそんな賢くないのでよくわからなくなりますので、この項目ごとに中身の聞きたいことの答弁をお願いしたいと思います。

この4番に関しましても、今おっしゃっていただいたように後ほど本体、契約に関してはまた質疑させていただきますけれども、今回のこの69号に関しましては、次の本体の契約を承認するための条例ですので、これが通って次の本体の契約が認められたとしても、市長のおっしゃる意味はわからなくないんですけれども、だからといってもう過去の契約に戻れるわけもなく、その過去の契約に私たちの意見が採用されるわけでも反映されるわけでもなく、もうしてしまった契約に対してこの条例をまず追加し、また追加の追加をして、その終わった契約を私たちがここで議論しても、どうしてそれが、必要は市長おっしゃる、多分必要やと思います。私の理解力がないだけだと思うんですけれども、誰が聞いてもどうしてなのかという疑問は誰もが思うところなので、それは市長がこうなんですよと、どうしてですかと私が質疑しているので、その答弁をしていただけたらいいので、それ以外のことはもう私理解に苦しみますので、できましたら端的にお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か端的な答えを求めておられる割には長々のご質問あったんですけれども。

○16番（北村五十鈴君） 5つありますので。

○市長（山仲善彰君） 要するに、29日に結んだのになぜ今日になったかと。今日しか

なかったんじゃないですか。これはもっと早い段階から議長にも相談していましたが、再開日、どこでやるかという、これは間はないじゃないですか。開会直後、もう一回本会議開いてもらって、全部日程組み替えてもらってもいいわけですけども、議運は多分5月24日だったと思います。今議会の議運は5月24日でした。一応議案と議事日程は決まっているわけです。29日になるのか、その前の、全部正直に申し上げます。全然作為はしていません。だから、閉会中の特別委員会のごときにご説明して、その場で北村議員も議会も関与させてほしいとおっしゃったし、こちらはその時点ではまだいつ結べるかわからない。できるだけ早くしようとしたんですが、さっき言ったような事情があって厳しかった。結果的に29日に結べたわけです。でも議運は終わっている。じゃあもう一回議事日程組み替えるとか、そこまでやるものではなくて、恒常的に特別委員会開いているから議員の皆さんには情報提供していますし、審議いただいている。開会中の特別委員会でもこれを実質議案として審議いただくということで最終日の提案、これ本会議でしか提案できませんから。だからそこを疑問に思われているのが今はじめてわかったんですが、これはある意味で議会のルールですから、今日しかないんですよ。間の昨日はできないし、途中はできない。一般質問の途中割って入るといえるのは、もちろんそこまでやればそれはいいですよ。でもいい意味で議会の正当なルールからしたら、開会日の議運を逃したら次にどこに組み込むのかという議論ですよ。野洲市議会は本当にまだ柔軟にやっていただいていますからいいですけども、一般的にはがちがちですよ。開会の際の議運に入っていないものを入れるなんてことはとんでもない、合意形成できません、私も幾つか経験していますが。だから、7月1日なのに今日にと言われたら、これはもっと先もあったけども、議事運営の調整の中で今日になったわけです。そういうことです。

そして、あらかじめは無理ですよ。本当に契約結ぶのを心配したくらいで、職員も心配したくらいで、だから去年の12月の医師が欠けて、業績が悪くなって行って、今議会も補正予算提案していますけども、ぜひご参考にいただきたいと思えますけども、野洲病院を残せとおっしゃっているわけですから、野洲病院の機能は。だから、幾ら本当に支援をしないといけないのか、そして医師の給与相当分はもらおうと思ったけども、厳しいから、1,000何百万を支援するというスキームもこれも議論してやったわけで、そうでなかったら昔の60年と同じことですよ。ポケットマネーでお金やることになるから。あるいはさっきもあった薬剤にしても、そういう形にしてキャッシュフローを保ってあげようという工夫をして、ようやくそこが詰まって5月29日の契約が結べたわけです。だから今

にならざるを得なかった。そして契約を結んでからしか安心してまず額の提案もできない。契約がもたもたしていたら枠だけとってどうなるのかになりますから。議会の裏切るわけにいかないのですということ。

一言で答えろと。何か難しいですよ。自分だけ、だから言葉を費やさざるを得ないと思います。

後も私も答えたつもりなんですけれども、1、2というのはこれですね。

重要というのは、これは認識の違いだと思います。私は重要だと思います。病院事業を200数十人の方を採用して、辞令出すまではまだ本採用じゃないですから。本当に辞令を出して、患者さんを受け入れて、市の職員が医療行為をする、保険診療する。だからこういう大きな節目の事業の譲渡を皆さん方に議論いただいてご承認いただきたいということです。

何度も言うように、教育基本計画だって同じことです。否決されても承認がなかったも有効です。全く一緒じゃないですか。私が言っているのは明らかだと思います。これ市民の方が聞かれても明らかだと思いますよ。議会の積極的な関与、行為なわけですから。

4番も同じことです。何も担保は要りません。ご意見いただいて、賛否を明らかにしていただく機会をぜひつくっていただきたいという提案です。

5番目も担保はないです。議会には責任は問われません。ただ、議員というのは市民が、あえていえば、制度的に、法律的にいえば、市民が投票しておられるわけですから、そういった市民の負託を受けたといういわゆる道義的責任はあると思いますけども、経済的責任はないです。これもこの間、北村議員だったかのご質問に答えて、覚悟はと言われましたね。裁判を受けているのは私が裁判を受けているわけですよ。責任というのは、自分で言いに行くのと違って、自らに担って、結果は相手さんが判断されるものだと思います。

以上で終わります。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 何度も同じことを聞いて、私が理解できないので、済みません、今お聞きした中で、契約しないと条例にはできないのでこの今になったというふうに受け取ったんですけれども、現実異例なことですし、それは重要であった。その3番の極めて重要とは何が重要、どこを市長は重要と言っておられる、いっぱい病院のことですしあると思うんですけれども、この異例なことを何も終わった契約に対して私たちに採決をとる条例をまずつくり、またもう済んだ契約に対して議論をする、それに対してまた採決

をとるといふほど重要なものだとおっしゃるんですけども、何の意味もない、それをだからして、それが何か契約にも何も影響しませんよね。実際の契約書の一文一言変わるわけでもなく、契約に関してはもう終わったものに対して、どうも私の能力がないと思うんですけども、この条例をさっきも言っているように提案された理由がまだ私には理解できないので、どこを極めて重要と言っておられるのか、ルールはわかりますけど、これを条例にして、また契約を採決とっても、それが何に反映するんですか。それ以上にきっと重要なことがあるとおっしゃっていると思うんですけど、そこが理解できないので、それを質疑しておりますので、済みませんけど。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後 2 時 3 3 分 休憩）

（午後 2 時 3 4 分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 私はこの案件の重要さは何回も説明しました。ただ、今も北村議員の休憩中の話を聞いていたらわかりました。手続の重要さと案件の重要さが完全にごっちゃにされているなと思います。だから、この病院事業を譲渡するという事は重要なことです。その重要さはこれでというよりは、さっき申し上げたように今まで野洲市がやっていた医療行為を実質やるということですし、これも今日は余りぐだぐだなるから余り言いませんでしたけれども、実質債権の放棄が入っているわけですから、だから野洲市にとっては大きな過去数十年間持っていた債権を放棄すると。だから中身が重要です。ただ、手続はおっしゃるように承認されなくても契約は有効です。でも、それを言い出したら議会基本条例もそうですし、この間も説明したように決算認定も同じことです。決算はもういただいているわけです。覆水盆に返らずで、だから認定がなかったとしても決算は成立します。だから同じことだと私思うけれども、それが理解できないとおっしゃるんだったら、もう理解難しいと思いますよ。その発想だったら。

○16番（北村五十鈴君） それは失礼な言い方だと思いますよ。もう少し誠実に答えて下さい。

○市長（山仲善彰君） 誠実に答えても何回も質問されるから、もうこれはそれしか理解が困難だと思いますと言っただけのことです。その発想だったら理解が困難だと残念ながら思います。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第67号から議第71号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、議第67号から議第71号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議第67号から議第71号まで、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第4号）、他4件について、討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第67号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議第68号令和元年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議第69号医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約を議会の承認を要する事件として定める条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議第70号財産の処分については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議第71号訴えの提起については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。

(午後2時41分 休憩)

(午後2時49分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(追加日程第2)

○議長(橋 俊明君) 追加日程第2、発議第1号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

第9番、田中陽介議員他6名から提出されました発議書は、既に配付したとおりです。

発議第1号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者の提案理由の説明を求めます。

第9番、田中陽介議員。

○9番(田中陽介君) 第9番、田中陽介です。

発議第1号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本市では、特定医療法人社団御上会野洲病院の事業を継承し、令和元年7月1日から市立野洲病院を経営することに伴い、市議会の総務常任委員会の所管に市立野洲病院の所管に属する事項を加えようとするものであります。

また、本条例は7月1日から施行しようとするものです。

なお、本件につきましては本年5月24日開催の議会運営委員会で審議を行い、委員全

員の賛成により今回の提案に至ったものであります。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（橋 俊明君） これより、ただいま議題となっております発議第1号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第1号について、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第3）

○議長（橋 俊明君） 追加日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、既に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、既に配付のとおり議員を派遣することに決しました。

なお、ただいま議決されました議員の派遣の内容に変更が生じた場合の措置については、本職に一任願いたいと思います。

お諮りいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。よって、議員の派遣の内容に変更が生じた場合の措置については、本職に一任いただくことに決しました。

暫時休憩いたします。再開時間は追って連絡いたします。

(午後2時53分 休憩)

(午後3時28分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(追加日程第4)

○議長(橋 俊明君) 追加日程第4、意見書第7号から意見書第9号まで、民生委員・児童委員の抜本的な制度改正を求める意見書(案)、他2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第7号について、第13番、工藤義明議員。

○13番(工藤義明君) 第13番、工藤義明です。

民生委員・児童委員の抜本的な制度改正を求める意見書(案)を発言させていただきます。

皆様方には資料を配付させていただいております。既に皆さんもお読みになっていただいているかと思いますが、ご承知のとおり一般質問でも申し上げましたように、この野洲市においても100名を超える民生委員・児童委員の方が活動されています。しかし、その活動の内容というのは非常にやはり個人に負担がかかっている内容になっております。特に、最近の個人情報、また守秘義務、こういったことで民生委員の方が苦勞されていることを一般質問でも申し上げました。こういう内容は全国でも同様なことが発生しております。この今日の28日を締め切りといたしまして、各自治会ではこの民生委員の選出が行われております。今日が締め切りになっております。各自治会の会長さん、その委員選出に非常に奔走されているのが現実です。

こういった現状を見て、ぜひともこの制度改定というものが必要というふうにして今回意見書を提出させていただきました。

どうか皆さん、この内容につきまして、皆様の賛同の方をよろしく願いをしまして、簡単ではございますがこの意見書案の提案にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第8号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

消費税増税を中止するように求める意見書案について説明をいたします。

非常に短い文章にしております。経済的に本当に今大変な状況、6年2カ月ぶりに悪化をしたと政府が言っているようなこの時代に消費税を10%に引き上げていくということは、これは目に見えて日本経済が大変な事態になるということは経済学者もやし、また自民党の中の方でも萩生田光一幹事長代行は7月1日に発表される日銀短観次第では増税の延期もあり得るということを言われているように、本当に日本の経済、これ10%増税をすれば大変な事態になるというふうに圧倒的多数の方が思っておられるのではないかと思います。今のこの時期に廃止を強く求めるという意見書、本当に野洲市から上げていかなくはという思いで提案をいたします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第9号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 意見書第9号について、説明をいたします。

世界でも日本でも、MeTooをはじめ、性暴力やハラスメントに声を挙げる人たちの輪が今広まっています。個人の尊厳、多様性が尊重される、誰もが尊厳を持って自分らしく生きることのできる社会をつくることを求めています。性の捉え方による性差による差別のない社会、またジェンダー平等社会を実現する、あるいはまた男女による性差別を許さない社会をつくるなど、こういった被害に遭った人がいつでも相談でき、包括的な支援を行うための充実が必要です。社会のあらゆる面でハラスメントに苦しむ人をなくしていく、日本の法律ではハラスメント禁止に余り細かな規定がなく、顧客や取引先など第三者からのハラスメントを対象としないなど、不十分な内容となっています。こうしたことを是正し、ハラスメント禁止条約をILO条約で批准できる水準に持っていくことです。そしてまた、第4にLGBT、SOGIに関する差別のない社会をつかって、多様な性のあり方を認め合う、そして個人の尊厳が大事にされ、暮らしやすい社会を目指すことを求めています。そして、第5には出入国管理や、また難民認定法などが改正され、外国の方の入国がたくさん予想されます。そういう中で、技能実習制度は廃止、外国人の

人権、労働者としての権利が守られる体制の確立が今こそ求められます。そういった中身を充実していくために、地方自治法99条の規定により意見書案を説明させていただきました。議員各位の賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（橋 俊明君） これより、ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第9号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩します。

（午後3時36分 休憩）

（午後3時43分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、新誠会、東郷克己です。

誰もが尊厳を持って自分らしく生きることのできる社会を求める意見書（案）について質疑を行います。

この意見書案には、最近何となくわかったつもりで使われているような語句が多く含まれています。意見書は、ご存知のとおり地方公共団体の公益に関わる事項について、議会の意思として決定した意見や希望をまとめた文書です。採決で採択が認められれば、野洲市議会の意思となります。このような重要な文書ですので、書かれている文言の理解について我々議員間で食い違いがあってはなりません。

以下の文言について、簡潔明瞭な説明を求めます。

ジェンダーの意味及び男女平等とジェンダー平等の違い、ヘイトスピーチの定義。

次に、条約や法について問います。

意見書案には、法の是正などを求める記述がありますが、我々は法曹ではなく、詳しい法の知識を持ち合わせているわけではありません。意見書に法の是正を記すのであれば、該当する法のどこがどう問題であるのか等を知る必要があります。

以下の説明を求めます。

民法、戸籍法などに残る差別とは何か。

ILOハラスメント禁止条約を批准できる水準の禁止法とはどんなものなのか。

この2点について例を挙げ、具体的に説明を求めます。

最後に、最も重要な部分の質問をいたします。

性差による差別と性差別とはどういう違いがあるのか。これは誰もが尊厳を持って自分らしく生きることのできる社会をつくるために必要な取り組みとして5つ示された中の第1と第2に出てくる言葉です。私には性差による差別とは性差別のことであるとしか考えられず、第1、第2は同じことを求めているとしか思えませんが、この語句の後に並ぶ文で説明している内容は全く異なります。非常に重要な言葉ですから、論理的かつ明確にお答え下さい。

以上、お答え願います。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後3時46分 休憩）

（午後3時55分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 東郷克己議員より意見をいただきましたので、説明をいたします。

まず、ジェンダーの意味ですが、男女の区別、社会的意味合いから見た男女の性区別を指します。

そして、男女平等とジェンダー平等の違いですかね。男女によって格差とかない社会とか、性別によって差別されないことが男女平等。そして、ジェンダー平等というのは性別に関わらず本来人が持っているその能力や自分らしさを本来持っていることを社会で輝かせるために平等、さっきのは男女で、こっちは人と人との男女性別関係なしに全ての平等ということになります。

それからヘイトスピーチの定義は、人種とか出身国、民族、性別、そうした自らが主体的に変えることができない、そうしたことを攻撃したり侮辱していく、そういう威圧的なことがヘイトスピーチになると思います。

また、次が民法、戸籍法に残る差別とは何か。

戸籍法に残る差別ですが、日本の法律では男性と女性とかは結婚できますけども、女性と女性、男性と男性といったような場合には社会的には認められない。一部何か市町村条例か何かでそれを受け付ける自治体もあったように思いますが、一般的には認められません。

それとILOハラスメント禁止条約なのですが、日本は条約には賛成しました。しかし、第三者からのハラスメントとか、世界のハラスメントと比べると不十分なところがあります。そうしたことから、日本の経済界がこれに反対し、国連では今も批准できないという状況になっています。ですから、ほとんどの国が批准している中で日本が批准できない状況にあります。これを世界から見て同様なハラスメント禁止の条約を批准できる水準にしていくことを求めています。

最後の質問、性差による差別と性差別ですが、性差による差別とは、例えば賃金でいったら民間企業で男女の賃金が違ったり、男性と女性で差別がまかり通ってしまっている現実を指します。

もう一つ、性差別というのは、ここは男女の差別を表しています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 再質問をいたします。

2点目でお聞きいたしました民法、戸籍法などに残る差別とは何かの点で同性婚のことを例示されたと思いますが、「など」という言葉が入っております。当然この文言から推察いたしますと、他にもあるということを示している表現になっておりますが、今例示されたのは1つのみです。他の例示を求めます。

さらに、最後の質問に関して、性差による差別と性差別の説明を一応されましたが、私は聞いていて全く同じこととしか理解できません。賃金などの男女格差、男女での差別と性差による差別をおっしゃり、性差別とは男女の差別ですとおっしゃいました。どう違うんでしょうか。全くわかりません。この最後の質問のところの第2というふうにもとの意見書案で示されているその説明を見れば、被害に遭った人がいつでも相談でき、心身のケアと続き、その後2017年の改正刑法の3年後の見直しに向け強制性交罪での暴行、脅迫要件撤廃と同意要件の新設をはじめ、性暴力の根絶につながる抜本的な改正が必要だと結んでいます。この言葉から察すれば、第2で求めているのは性差別を許さない社会ではなく、性暴力を許さない、あるいは性犯罪を許さない社会ということを求められているのではないのでしょうか。これを求めるのに、なぜ性暴力、あるいは性犯罪を許さない社会とされず性差別を許さない社会と表記されたのか、非常に理解に苦しみます。再度説明を求めます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 東郷克己議員の再度の質問にお答えいたします。

民法、戸籍などに残る差別で、「など」というのは婚外子差別なども含まれます。

性差による差別と性差別。性差は、男とか女で偏見的に見られたり、そういう目で見られる差別もあります。また、男性が女性の格好をしたり、また女性はその逆の立場もそういうこともあります。そうしたこともお互いに差別とするのではなく、認め合うということが必要です。

性差別というのは、ここは先ほど言いましたように男女を指します。男性、女性、そこで差別されてしまうということがあるのではないか、また、例えば民間社会においても、民間であったら男性は管理職とか、いっぱい重要視されているけれども、女性はなかなか管理職になれないというようなことも実際あります。

以上です。

○1番（東郷克己君） 答えていません、最後の。

○15番（東郷正明君） 済みません。

○1番（東郷克己君） 性暴力あるいは性犯罪を許さない社会というふうではなく、性差別を許さない社会と表記されたのか説明を求めています。後ろの語句では性暴力のことを記しているのに、なぜそのことを表現されていないのか、表題で。タイトルと中身と整合性がとれない。そこが間違っていると私は指摘している。間違っていましたと言ったらいんですよ。

○15番（東郷正明君） 性による暴力とか、そういう例えば宗教教団のカルト教団が監禁して、そこで性の強制などをしているそういったところもあります。そうした強制的な性の暴力を許さないという意味合いがあります。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 全く説明になっておりません。性差別とは、文字どおり性別を理由とした差別をいいます。辞書で調べますと、性差別的行為として性的嫌がらせを含むとされておりましたが、刑法の強制性交罪が適用されるような類のものとは全く次元が異なります。

性という文字は、りっしんべんに生きると書きます。りっしんべんは心を意味しており、心に生きるという意味で成り立っている文字が示すとおり、生命の誕生と性は切り離すことができないものであると同時に、心とも切り離すことができません。何十年も汚辱感に

苦しみ続けたという性暴力被害者の苦悩を聞いたことがあります。このように性をもてあそばされ、踏みにじられることは、極めて重篤な精神的被害を伴うことであり、それゆえに性暴力や性犯罪をなくす取り組み、不幸にも被害者となられた方へのフォローや配慮などが求められています。

このように、全く違う2つを第1、第2と分けて示すときに、なぜ同じ意味の表題をつけられたのか、単に言葉の間違いではないのか。なぜ事前に指摘したにもかかわらず、取り下げることもなく提出されたのか、その態度からは、この意見書という重大な文書への重要性の認識、あるいは今申し上げたような性暴力ということに対する重さの認識が欠けていると判断せざるを得ません。この点について説明を求めます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 再々度お答えします。

確かに性暴力、性犯罪をなくすことが一番重要です。要は、ここで社会的に一番求められるのは誰もが尊厳される社会なんです。その表現とかそういったことではなく、中身が一番大切なんです。そういうジェンダーというか、人として平等に、また憲法14条で言われる平等な観点から、お互いに認め合うということがこの社会で求められます。それが今、例えば先のハラスメントでも日本は国際条約で条例には参加したけれども批准はされてない。その中身の整合性というか、日本の法律と誤差があるから、そこで批准できなかったというのがあります。そういうことを国際的にお互いが認め合えるしっかりした条例というか、ものをつくっていくということが大事であると思います。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第9号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第7号から意見書第9号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第9号までについて、討論を行います。

意見書第7号から意見書第9号までについて、討論通告書が出ておりますので、発言を許します。

まず、意見書第7号について、第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 民生委員・児童委員の抜本的な制度改正を求める意見書案に反対の立場で討論をいたします。第6番、岩井智恵子でございます。

民生委員・児童委員は、言うまでもなく厚生労働大臣から委嘱され、自らも地域住民の一員として担当の地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域住民や社会福祉協議会などと連携を図りながら、その解決に向けた取り組みの中心的な役割を果たしています。ボランティアとして地域貢献、社会貢献に使命感を持ち、その精神は制度発足当時から100年余変わることなく歩み続けてまいりました。

このような精神から察すると、唐突に人権擁護委員や保護司などを含め、特別職公務員としての一定の身分を保障するといった制度の抜本的な見直しは表題とはかけ離れている上、決してなり手不足の解消に結びつくとは思っておりません。また、この問題は全国民生委員・児童委員連合会から上がってきておりません。

一方、守秘義務に対する罰則は他の公務員と比べ特に厳しいのではなく、また特に厳しい制約を受けているというわけでもありません。ただいま申し上げた内容は、私が民生委員・児童委員を経験しておりますので言えるところもでございます。

他方、本案が述べておられるなり手不足やさまざまな課題もありますが、厚生労働省では平成28年度に市町村域で各世帯の複合化や複雑化したような課題に対応するために、制度ごとの縦割りの相談支援ではなく、総合的にコーディネートする役割の相談支援・包括化推進員という方を配置して、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を、また29年度には住民が主体的に参加する体制づくりとして、地域力強化の支援事業を実施し、両事業合わせて20億円ほどの予算が盛り込まれ、2020年の地域共生社会を目指しています。

このように、厚生労働省としても課題に向け方策もとられているところであります。全国民生委員・児童委員連合会も、顕在化する新たな課題解決や活動環境の整備を重要と捉え、地域性を踏まえた鋭意な取り組みをされております。特に本案の言われていることも共鳴するところは多々ありますが、特別な公務員としての身分保障は賛成しかねます。

以上のことから、民生委員・児童委員の抜本的な制度改正を求める意見書案に反対いたします。議員の皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

民生委員・児童委員の抜本的な制度改正を求める意見書（案）に対する賛成討論を行います。

民生委員は、意見書で述べていますように民生委員法において社会福祉の精神を持って常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な助言を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする規定されています。

野洲市におきましては、野洲学区24人、北野学区24人、三上学区14人、祇王学区14人、中主学区28人、合計115人の方々が地域及び住民に密着し、重要な役割を果たされています。しかし、現実の活動にはさまざまな制約を受けながら、大変な苦勞を強いられているということが各地域で出されているのは皆さんもご承知かと思えます。

そこで、幾つかの生の声を紹介させていただきます。活動内容が多く、仕事の兼務は難しい。また、常に守秘義務が伴い、ストレスがたまる。活動費を年1回いただいているが、個人負担も多少発生し、その枠はないに等しい。また、行政から情報協力に不満がある。また、活動内容から任期が来れば委員を辞退するという事で、もはや任務の多様性と個人情報への壁を前にして、従来からのボランティア精神だけで民生委員の方々に負担をお願いするというのは無理が生じてきております。民生委員も年齢によって上限、ここ以上はだめという形、しかし働いておられる方が両立できるかという、それもまた難しい。今年金も少なくなっている、65歳過ぎてもまだ仕事をしておられるという形において、昔のように時間があるというのか、仕事に縛られていないとかいうような状況ではもなくなってきているということで、この民生委員の活動も本当に無報酬で活動しているというところ辺りにおいては、奉仕だけではもういかならないような事態になってきていると思えます。

それで、やはり一定の身分保障を行うというような形で、仕事をしなくてもある一定それで年金だけで食べていけない人も、そういうふうな形もあるかと思うんです。そういうふうな、もう100年もたつて昔と同じ状況では今社会的に違いますから、そういう意味においては、やはり改革をしていかなければならないというのが今の現状だというふうに思えます。

ですから、やはり公務員並みのそんな給料くれとかいうふうなそんなものではなくて、やはりパート、バイトで働くのと同じぐらいの日々本当に仕事がたくさんになってきてい

ますから、いろいろ行政もそれにかわるものをされておられますけども、それでも新生児の方の訪問とか、ひとり暮らしの高齢者の訪問、ひとり暮らしもどんだんだん増えてきていますから、そういった意味においては本当に民生委員の方々、家でそのまま亡くなられて発見が遅れるということがないようにということで、すごく献身的にひとり暮らしのご家庭を訪問されていますから、本当にそういう意味においては、やはりボランティア精神だけでは到底なり手がいないというのが現実であろうかと思えます。そういう意味におきまして、ぜひ見直しが必要だというふうに思いますので、賛成討論いたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第8号について、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二です。

消費税増税を中止するように求める意見書案に対して反対討論いたします。

経済への影響を考えながら政策を実行することが必要であります。具体策の1つとして消費税収の使い道を変更して、幼児教育の無償化や高等教育への支援などを実行していくことが決まりました。また、軽減税率が円滑に実施されるよう中小事業者への支援策をしっかり講じなければならぬことは言うまでもありません。

消費税引き上げによる駆け込み需要とその反動減対策では、消費が大きな変動を起こさないよう幅広く施策を組み合わせることが必要であります。需要平準化に向けた対策については、政府が検討する住宅、自動車の購入支援や、キャッシュレス決済によるポイント還元は幅広い層に効果が及ぶようにすべきであり、それでもカバーし切れない特に所得の低い方々を中心とした層にはプレミアム付商品券が導入されています。

公明党は、全世代型社会保障制度の構築という観点から、軽減税率の実施で所得の少ない人に配慮しつつ、消費税率を引き上げざるを得ないと考えてきました。税率引き上げが2度延期され、本当に引き上げるのかと思う人がいることから、安倍首相が引き上げの実施を明確にする必要がありました。軽減税率の実施については、中小事業者も消費税率引き上げの2度延期で十分な対策に踏み切れなかったが、今回実施が明確になったので、最大限支援して中小事業者が混乱なく10月1日を迎えられるよう努力しています。

自民党の萩生田光一幹事長代行が、同日配信のインターネット番組で10月の消費税率引き上げを見送る可能性に言及したことについては、国会で責任を持って安倍晋三首相が私が答えている、それが全てだと強調しております。安倍首相は、参院予算委員会で幼児教育無償化などの政策は消費税の増税分を充てる消費税を引き上げられる状況をつくり出したいと表明しました。予算成立後、記者団に世界経済が不透明感を増す中、予算の早期

執行、2兆円の増税対策により、経済運営に万全を期したいと述べました。

以上のことから、消費増税を中止するように求める意見書案に対して反対討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 意見書8号の消費税増税の中止を求める意見書に対して賛成の立場から討論します。

安倍総理は、10月から消費税を8%から10%に引き上げることを言明し、進めていますが、景気動向は6年2カ月ぶりに悪化と内閣府は発表しました。

これまで3回消費税増税が行われてきましたが、1989年の3%はバブル経済さなかであり、また1997年の5%も2014年の8%の増税のときも政府の景気判断は回復でした。それでも増税は深刻な消費不況を招きました。今回は景気後退の局面で5兆円近い大増税を強行しようとしており、これほど無謀な増税はありません。株価は物価が上がっても国民の所得や正規雇用は増えず、年金も下がる中で、増税すれば暮らしや経済が破綻するのは目に見えています。

先ほど幼児教育等も言われましたが、待機児童も解消されない中で、また公立の施設などには市町村の負担が大きく増えてきます。また、軽減税率はカードならキャッシュバックされるが、現金では返ってこないなど、不平等な状態です。

今求められているのは消費税の増税ではなく、大企業と富裕層に応分の負担を求めるところにあります。第1点目は、大企業に中小企業並みの18%の法人税を求めれば、4兆円の財源がつかれます。第2点目は、有価証券の税率を見直すこと。最高税率の引き上げと控除の見直しを行えば3兆円の財源を確保できます。第3点目は、中小企業に応援し、非正規雇用ではなく、正社員当たり前の社会にし、そしてまた減らない年金にして国民の懐を豊かにして消費を喚起することが求められます。

以上の改革を行えば、消費税の増税をしなくても国民生活の向上を図ることができます。よって10月からの消費税増税は中止することを求める意見書に以上の理由から賛成し、討論といたします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第9号について、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、東郷克己です。

誰もが尊厳を持って自分らしく生きることのできる社会を求める意見書（案）に反対の

立場で討論いたします。

表題の誰もが尊厳を持って自分らしく生きることのできる社会事態に反対するものではありませんが、その中身は先ほどの質疑で明らかになったとおり、表題とかけ離れた中身であり、認められない点もございますので反対いたします。

以下具体例を挙げます。

第1では、ジェンダーギャップ指数110位を大きく取り上げ、男女賃金格差是正や選択的夫婦別姓の実現、民法、戸籍法に残る差別の一扫を訴えています。このジェンダーギャップ指数は確かに総合で110位ではありますが、教育や健康分野では高得点であります。110位のみを取り上げるのは恣意的であり、意見書という議会の意思を示す文書には不適當であります。

さらに、意見書案では選択的夫婦別姓の実現もうたっていますが、夫婦別姓制は我が国の家庭のあり方に深く関わるものであり、国民の間にさまざまな意見があり、賛否が分かれている現状であることから、国民的な議論の動向を踏まえながら慎重に対応すべき事項であり、本議会の意思として表明するのは適當ではありません。

第2では、強制性交罪の暴行、脅迫要件撤廃と同意要件の新設をはじめ、性暴力の根絶につながる抜本的改正が必要と結んでいます。被害者の尊厳を大きく傷つけ、踏みにじる性暴力は断じて許されるものではなく、根絶に向けたあらゆる努力が必要であることは論を待ちません。一方、犯罪の成立については合理的な疑いを超える程度に証明される必要があります。操作や取り調べの過程ではあらゆる予断、思い込みを排すことが極めて重要です。犯罪の成立を決定する法の整備にあたっては、犯罪の防止、抑止を目指すことはもちろん、冤罪を生まない構成にすることも同様に重要であり、国会での議論及び令和2年の再検討という附帯決議もこのためであると考えております。

意見書でうたう暴行、脅迫要件撤廃と同意要件新設は予断を招く危険があり、意見書に盛り込むことは認められないと考えます。

以上、反対討論といたします。議員各位の冷静な判断を願います。

○議長（橋 俊明君） 第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

誰もが尊厳を持って自分らしく生きることのできる社会を求める意見書に賛成の立場で発言いたします。

人々は男女の区別なく社会で誰もが尊厳を持って自分らしく生きることを願っています。

しかし、現代社会の中ではさまざまな差別や分断が存在しています。ジェンダー平等社会は男女を区別することなく、平等で対等な性差に関係なく真に開かれた平等社会を実現していくためには、性差、男女の区別によって差別があってはなりません。例えば、男女雇用機会均等法など、労働法に間接差別禁止や同一価値労働、同一賃金を明記するなど、抜本的な男女賃金格差が求められます。育児や介護は女性の仕事という性別役割分担の意識改革も、現在社会において改めていかなければなりません。男女同数を目指して女性議員を増やし、女性登用の促進も必要です。選択的夫婦別姓を実現する民法改正を行い、民法、戸籍法に残る差別的条項もなくしていかなければなりません。

性差別を許さない社会をつくるには、国際社会では差別を生まない社会をつくるために国連では男性から女性に対する性差別撤廃のための対策を強化すべきだとしています。男性から女性に対するさまざまな差別をなくしていくために、女性差別撤廃のための法整備が必要だとして指定し、各国に求められていますが、日本では法整備のための対策が遅れています。

ハラスメントも社会的問題となっています。パワハラやセクシャルハラスメントを禁止する法規定がない国は、OECD加盟36カ国中、日本を含む3カ国のみとなっていることから、早急な法整備が必要です。加害者の範囲には、顧客、取引先、患者など、第三者等広範囲の被害認定と、被害者救済のために労働行政の体制の確立が必要です。LGBT性的指向、それからSOGI、性自認の多様な生き方も認め、個人の尊厳を尊重することが重要です。偏見的な目で見るとは差別であり、多様な性のあり方を認め合い、共生社会で共にリスペクトしていかなければなりません。

出入国管理法が通り、今後外国人労働者の増加が想定されます。しかし、労働条件をはじめさまざまな弊害が存在しています。国籍や民族の違いを理由に人権が制約されたり、差別されたりすることなどあってはなりません。

以上のような事項を国際社会のあるべき姿として法整備をし、意見書第9号の誰もが尊厳を持って自分らしく生きることのできる社会を求める意見書に対しての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第7号民生委員・児童委員の抜本的な制度改正を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第7号は否決されました。

次に、意見書第8号消費税増税を中止するように求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第8号は否決されました。

次に、意見書第9号誰もが尊厳を持って自分らしく生きる事の出来る社会を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第9号は否決されました。

暫時休憩いたします。再開時刻を4時50分といたします。

（午後4時38分 休憩）

（午後4時50分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

ご報告いたします。

先ほど可決されました議第69号医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約を議会の承認を要する事件として定める条例について、地方自治法第16条第

1 項の規定により本職から市長への送付を終え、また市長から同条例が公布された旨の報告を受けておりますので、報告いたします。

(追加日程第 5)

○議長(橋 俊明君) 追加日程第 5、議第 7 2 号事業譲渡契約について(医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約)を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆様には長時間お疲れのところ、本議会最後の議案提案の機会を与えていただきまして、橋議長はじめ議員の皆様方に心からお礼申し上げます。

それでは、本日改めて追加で提案をいたしました議案の提案理由の説明を申し上げます。議案といたしましては、その他の案件として 1 件を提案いたしますので、ご審議とご採決をよろしくお願いいたします。

議第 7 2 号事業譲渡契約について(医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約)について、ご説明を申し上げます。

本議案は、医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約を議会の承認を要する事件として定める条例第 2 条の規定に基づき、事業譲渡契約について議会の承認を求めるものです。

なお、事業譲渡契約の主な内容は、譲渡日については本年 6 月 30 日、譲渡財産等は権利義務、医療債務、清算後の残余財産であり、その対価は無償としています。

なお、改めてご説明するまでもなく、今回の事業譲渡による市立病院の開院及び運営は、駅前の市民病院整備を前提としたものであり、そこで働くこととなっている医療専門職等の人たちにおいても共通認識、いや期待となっております。しかし、見方を変えれば複数の議員からもご指摘がありましたとおり、現野洲病院の経営状況は極めて厳しい状況に至っており、野洲市内に地域の中核医療を存続するという観点からもやむを得ず必要な取り組みであります。残念ながら、新病院にご賛同いただけても、中核医療としての現野洲病院機能の存続という観点からのご判断もあり得るのではないかと期待をしつつご提案を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(橋 俊明君) これより、ただいま議題となっております議第 7 2 号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩します。

(午後4時52分 休憩)

(午後5時10分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第16番、北村五十鈴議員。

○16番(北村五十鈴君) 第16番、北村五十鈴です。

議第72号医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約について、契約内容についての確認の質疑をいたします。

先ほども言いましたが、当該契約行為が執行部の裁量権の範囲であるにもかかわらず、法的拘束力のない契約締結議案を提出する意図、狙いが不明のまま事件とされました。このまま契約自体を議会が承認すると予測されての強気の提案だと思いますが、もし当該議案が否決された場合も契約の効力は何ら変わりません。それは、契約書には議案否決による契約無効は規定されておらず、この提案が不思議でなりません。そこで契約本体について全て市長にお伺いいたします。ただし、この質疑は5月29日以前に機会を与えていただきたかったことをつけ足して、以下6項目お聞きいたします。

1、当該契約は資産と負債がセットになっています。別紙で野洲病院の負債が判明するのが10月1日と記載されていますが、医療法人社団御上会野洲病院から第51期決算報告書も提出されています。どうして確定が10月になるのかお伺いいたします。

2、関連になりますが、資料として第51期決算報告書を提出いただいておりますが、医療収益について市が予測していた数値との整合性、予測に矛盾はなかったのか、ずれがなく整っていたのかお伺いいたします。

3、第13条、契約の解除について具体的にどのようなケースを想定しておられるのかお伺いいたします。

4、第15条、追加の借り入れについてですが、6カ月前の去年12月、野洲病院は職員の賞与が資金不足で短期借り入れで支払った現状を市は知っていました。だとしたら、今年6月の賞与資金不足は十分予測できたはずですが、経営的には解散ですが、倒産したのだから市の対応は法的には問題なくても、実際は職員の中には多くの野洲市民もおられます。生活に直結してくる賞与の未払いはせめて半分だとか、もっと早くに知らせてあげるとか、この15条には行政という立場のものが引き継ぐものとして側面の了解が欠けると

と思いますが、見解をお伺いいたします。

5、第16条、市債権の放棄についてですが、放棄する時期が清算終了時とありますが、具体的にはいつのことなのかお伺いいたします。

6、事実、2、3年野洲病院の経営は上向いたことは事実だと思います。その少ない情報の中で、業績の収支、見通しを甘く推測し、結局約2億円という市債放棄を招いた責任は誰もとらず、事情説明だけで済ませて、またこうして厳しい事業譲渡に手を出してしまった責任を議会も認めたという後々の事実づくりのためにこの追加があるように思えてなりません。今さら議決されても否決されても契約には議会の議論すら反映しない契約議案を、追加の追加として提出する手法、手段が納得できません。先に議会にはルールだからと市独断で契約しておきながら、議論、討論、契約してからの事実だけを認めよとは独断過ぎます。今回の譲渡契約については、市が全て責任を持つべきであります。やっぱり私には今回の追加、追加のこうしてもう判も押された契約書を議論、議決することに何の意味があるのか、市長は何がしたいのか、改めて見解をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員の議第72号医療法人社団御上会野洲病院との病院事業に係る事業譲渡契約についての6つのご質問にお答えをいたします。

まず1点目ですけれども、どうして確定が10月になるのかということですが、これは医療収入が遅れて入ってきますから、少なくとも2カ月遅れ。ですから、それから作業を始めて、早くてもそのころになるということの見通しで、まだ今清算法人がないですけども、野洲病院が清算法人へつながりますから、その情報を得ていますからそういうことになっているわけです。

第51期の報告で予測に矛盾がなかったかということですが、市は予測を一切しておりませんので、矛盾云々にはお答えができません。

3番目ですが、第13条の契約の解除、具体的にはどのようなケース、基本的な想定をしていませんのでお答えができません。契約条文というのはそういうものでして、例えば第19条に誠実協議というのがあります。本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは本契約の趣旨、法令及び慣習に従い、誠意を持って野洲病院及び市が協議の上解決を図るものとする。じゃあ、これはどういうものを想定して19条を置いているのかといたら、想定ができない。だから、契約の中では確定しているものと、想定はないけれども、いわゆるリスク管理として置かれている条項がありますから、

これに関しても同様に想定はございません。

4番目ですけれども、6カ月前の12月に支払った状況を市は知っていたとおっしゃいますけど、市は知っていません。結果で知ったわけであって、知ってはいません。

それと、今回の賞与の資金不足は十分予測できたはず。これも全く予測はできていません。申し上げたように、3月の理事会では4、5、6の事業計画、収支見込みを出されて、私は権限がなくて、理事会で認められていますし、その後評議員会でも認められていることでもありますから、これも市は関与できませんので、これに対して云々ということではできませんし、北村議員はこれ一次情報で言うておられるのかどうか知りませんが、この賞与に関しては残念ながら市も具体的な情報を本当に持っていません。だから、そういう意味からしても議論になじまないと思います。

5番目の第16条、市債権の放棄ですけれども、これもいつというのは、これは清算が完了するのは少なくとも10月までは一定の作業がされますし、清算完了というのはできるだけぐずぐずというのはいかないと思いますけども、これも清算法人が作業をされて決められることなので、私がお答えする立場にはありません。

それと6番目ですけれども、議論の余地も与えないというか、これ、特別委員会が正式に議会の委員会として設置をされて、病院事業については逐一詳しくご報告をしております。そして、先ほどおっしゃった、ご質問あったように、順調にいつていると思ったのが本当に年末の年末に厳しい状況だったということがあって、急遽特別委員会も開いていただきましたし、本会議も開いていただいたり等々でここまで運んできていますから、市としては市が持っている情報は均等に議員の皆さんにお渡しをして進めてきています。今回のこともあらかじめ内容はお伝えをしていますが、いろんな判断で先ほどの条例を提案して、お認めいただいたので、今回具体的な譲渡契約の案件をお示ししているわけで、まさにこれ逃げも隠れもしないわけですし、市の権限でとおっしゃるんですけども、最終的には何回も言いましたように大きな内容が含まれている、重大な内容が含まれているので、あえてこういう場を設けていただいて、市民の皆さんにもう一段深い情報をお伝えした上で判断していただきたいという趣旨で提案に至ったものであります。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 1番ですけれども、負債が判明するのがというこの負債の部分に関して、この51期の決算報告書が出ておりますので、どうして確定が10月になる

のか、先ほど市長がおっしゃられた後々入ってくるのが2カ月遅れるという意味合いと、この負債に関してのことを言っているので、負債はもう51期に出ていると思うんですけども、それは総合的なことではなく、負債に関してだけお聞きしております。

2も3も予測はしていない、しない、できないという答弁だったと思うんですけども、予測するのが当たり前だと思いますし、病院を引き継ぐ以上、それこそ予測するべきであると思いますので、立場上予測しなかったとか、予測する立場にいなかったとか、予測していなかったということは、それは間違いだと思いますので、十分予測していただかなくてはいけないと思います。その上でしっかり答えていただきたいと思います。

4番目ですけれども、ここも予測できないのはおかしい。12月にも知らなかったと今言われましたけれども、短期で借入れをされたのは知らなかったと市長はあの当時正直におっしゃいましたし、病院が、市長が知らない間に短期借入れをされたという事実は間違いなくあったと思いますけれども、それで短期借入れをされたということはもうすぐにはわかったことですし、私たちにも知らせていただいていたので、一度12月に足りなかったという事実はもう知っていたということなので、私が言っているのはその現状を知っていながらということです。借りたことに関しては市長はご存知なかったのかもしれないけれども、すぐにわかっていたので、これは知っていたということに十分なると思います。

6番に関してなんですけれども、市民の方に最後判断をしていただくというふうにおっしゃったんですけれども、これを判断するというのは市長は何をもって、私が聞きたいところはそこなんですけれども、この先ほどの条例もこの条例の追加の追加も、終わった契約書の判断をしたところで、何に意味があって、どうしてこれを出されているのか、多分市長はもうなぜかということは多分わかってやっておられると思いますので、私は本当に純粹にどうしてこの追加の追加を出されて、もう何の反映もされない過去の契約書に対してここで質疑していること自体何の意味があるのか、例えば言われたように債権放棄だけなら債権放棄をするだけの議決をとればいいと思いますし、無償譲渡をすることに対してなら無償譲渡に対してだけの議決をとっていただいたらいいと思うんですけども、これはこの契約書に対して全般的なことになってきて、何をどう議論して、何をどう意見をしても何も変わらないと思うんですけども、できたら本当にそのところが私も純粹にわからないので教えていただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何かご質問が前後しているような気がしますけど、51期は出ていますけども、51期は3月で終わっているわけで、4、5、6はまだ生きている事業です。今日も事業がされていますし、あしたもあさっても。だから、まだ確定をしておきませんから、それを全てやった上でしか最終的な清算なりができないわけです。だから、51期が出ているのは、これは前期ですから。

それと、もう一つの予測とおっしゃるんですけど、当事者が立てている見込み、一応あそこも税理士が入っているということになっていますし、理事、評議員会にかけておられる。その資料のとおりになっているわけですよ、基本的には。でも結果は違ったわけで、それとは別に市が予測を立てるというのは、これは不可能です。まだ行っていない事業の予測を自ら立てられて決定機関で決めておられる。いずれにしたって、そういうことから、これ以上のお答えはないと思います。

それと最後に、さっきの議案と一緒にですけど、なぜ議案にするのかということですけども、だから全てを明らかにした上で判断。それと債権放棄もありますけども、将来。債権放棄だけしたらいいということだったら、これは清算になって初めてはっきりしてからしか債権放棄は出てきませんから。ただ、この事業譲渡の中で債権放棄をしますということをおかかないと、向こうは清算行為に入れられないわけです。市の分はもう債権放棄してもらえという前提で解散スキームに入るわけですから。だから、これがなければできない。ただ、これは大きなことであるし、さっきから申し上げているように事業の譲渡という、民間病院の事業を市が譲渡するという区切りの契約ですから、これは議会の皆さんに議論してご承認をいただきたいということです。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○市長（山仲善彰君） ちょっと僕から質問していいですか。反問。ちょっと理解度を確認したいんですけど。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩いたします。

（午後5時27分 休憩）

（午後5時27分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から反問の申し出がありましたので、反問を許可します。なお、反問は質問議員1人につき2回までとなっております。

市長、反問の内容を口述願います。

○市長（山仲善彰君） 質問の中で、北村議員、4問目ですけど、6カ月前の去年12月賞与が資金不足で短期借り入れでと書いてありますけれども、野洲病院はなぜこの短期借り入れができたのか、どこから借りたのか、当然これご存知だと思うので、そこをお答えいただけますか。

○議長（橋 俊明君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 私の知っていることだけ正直にお答えいたします。

滋賀銀行からお借りされたとは私は聞きました。先ほど言ったのは、市長もおっしゃったように、それ以外のことは市長からも聞いていますし、会議でも聞いていることをそのまま言っただけだと思うんですけども、何かおかしいですか。何がおかしいですか。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後5時28分 休憩）

（午後5時29分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

反問をこれで終了します。

引き続き、北村議員、質問を続けて下さい。

○16番（北村五十鈴君） 先ほどから市長は幾つもの質問の中で予測していないという言葉をつたつたに使われているんですけども、合併する相手方とか引き継ぐ相手方、今回でしたら市にとってはおっしゃるよう将来にとって重大な案件ですので、野洲病院の現状を予測したり調べたりすることは、しなくてはいけないことになると思うんですけども、まだ市のものではなかったので予測しないというのは、それはそのままですか。普通ならきちっと調べる方が当たり前だと思うんですけども、また調べてもらわないと困りますし、それは十分予測できたと思いますし、予測というか、資料は持っておられたと思うんですけども。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） お答えしますけども、今年の1月からかなり濃密に情報提供をしました。何か悲しくなってきましたね。本当に病院のこと考えておられるのか。

まず、去年の本当に年末にさっき言ったように状況が悪いと聞いたので、当然状況が悪いのはまずお医者さんがやめたところから話が入ったわけですよ。当然お医者さんがやめたら業績悪いだらうということで資料を取り寄せたら悪かった。だから、まず年末

本当にぎりぎりからお医者さんの確保に動いたのと、年末に言って、もう年明け早々にきちんと最大限業績を下さいと。どういうことがあったかといったら、医師会も理事さんですから、会長というか野洲の会長さんが。だからそういうこともあって医師会もこれは大変だということで、もうこの経過は改めて言うまでもなく全部お伝えしていますし、ご存知だと思いますけども、医師会も協力して、まず3月の期末までに患者さんを増やそうよと。そしてから業績上げようと。最大限やると、この医師会が出されたそれも示されたと思います。でも、結果的に3月の業績というのは2カ月遅れでしか実際入ってこないんですが、3月までの成果も頑張るとおっしゃったから皆さん期待して頑張られた。でも、結果的には51期は余りよくなかった。51期の締めと共に4、5、6の計画を出された。データとか関係ないんです。何人の患者さん、医師を何人確保して、何人の患者さんを診て、どういう手術をして、どういう治療をするか、そういうことなわけですし、予測とかデータ持っているからじゃなしに、それで理事会に出されて、私も理事会を全部傍聴しましたから、これで頑張ると上向きにしますと言って理事長、病院長、常務理事、総務課長さんですか、皆さんがそうおっしゃるのに、それ以上の情報は私にはないですよ。これは頑張りによって上がってくるわけであって。だから、市長は予測をしていたとか何とかかんとかと、それは全くないものねだり。首をかしげるのは簡単ですよ。何か私がいいかげんな答弁しているみたいな演技ばかりしていますけども、ないものねだりをずっとしながら真剣にやっているわけで、それとあえて言えば、ご質問に背景にあるように今回2億数千万ですけども、これ7年やってきているからであって、この金額は7年、8年前はまだ6億以上残っていたわけですよ。そして滋賀銀行の債務は全体で18億円、もう一つの公的団体合わせたら21億円、これも膨大に残っていたので、もうその当時にうまくいっていなければ、北村議員は反対し続けておられますけども、でも一方では現場で医療行為が行われて、借金も返済されて、残ったのは2億数千万なので、本当にビジネスとしてトータルに考えたら、医療行為という福利厚生も受益を市民が受けておられるし、借金の金額も多いとはいえ、2億数千万におさまってきているわけであって、この後のご質問の通告とも絡みますけども、このスキームがベストではないとしても、野洲市民にとってはベターであるし、野洲病院にとってもこの程度の形で清算ができるというのは本当に物事を真剣に考えるんだったら私はいいスキームだと思います。やむを得ないけども、いいスキームだと考えます。いずれにしても、予測とかそれは不可能なことを願っておられると思います。

○議長（橋 俊明君） 続いて第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

議第72号事業譲渡契約について質疑をいたします。

まずはじめに、この事業自体は議会で機関決定をして進めていただいていることですので、当然契約も進めていく中で、市長が重要な案件と言われた債権放棄等もまた議決が必要というところも踏まえて、今回、私は先ほど反対したわけですが、議論が必要というふうに議会で決定しましたので、質問の方をさせていただきます。

16条では、債権放棄する予定であるというような表現はされているんですけども、ここの債権放棄の件は整理され、詳細が確定した段階で内容を精査して案件になるのかなというふうに認識していたんですけど、先ほど前提での解散スキームがあるというご説明は市長からされたんですけども、特別委員会や全協でもう既に全額債権放棄というような発言をされているので、これは議決した後の話なんじゃないかなとかいうふうに思っていたわけなんですけれども、1点目、その説明をお願いいたします。

2点目、債権においては、全く経営責任が問えないというのは、やはり民間の経営、公的のところも大きいんですけど、民間の経営というところでやはり市民にとっても納得いきづらいのかなというふうには思います。そして、その精査された後の債権放棄の割合とか内約とかというのが今後精査して行って、また改めてご提案いただくような形になるのか、それとももうゼロですというベースで進んでいくのか、そのあたりをちょっとご説明をお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の提案の条例に関するご質問にお答えをいたします。

まず、債権放棄ですけども、債権放棄しようと思ったら厳密に債権の金額が決まらない限り、これは議決案件になりませんから、それができるのは清算が進まないとできません。だから、今できることはあらかじめ債権放棄をしますよと。基本的に市が持っている債権は全額放棄をしますということしか約束できませんし、掲げることはできない。これは致し方がないです。改めて債権が確定した段階で、これは権利の放棄としての議案になるわけです。ただ、あらかじめこれを言ってあげないと、野洲病院は、御上会は清算行為に入れないわけです。だから、滋賀銀行の債権だけに絞るといってないで解散スキームに入れないからこういう条項を正式に掲げて約定しているわけです。

それともう一つの責任問題ですけども、さっきも言いましたように、2011年にこの

案件が出てきたときに、本当に潰れることもあり得ると私は思っていて、そのときもはっきり言っています。とりあえず野洲病院の案が受け入れられるかどうかを客観的に市民代表、専門家に議論していただいたわけで、そこで野洲病院の新しい土地に新しい建物を建てて、新しい装備を入れてもらって、無償で借りたいという提案。これはまず受け入れられますか、受け入れられませんかということをお願いしたわけです。野洲病院の案を。そうしたら、それは受け入れられない。でも病院がなくなったら困るから市で責任を持ってほしいと。これを受け入れられないと言われて、終わりだったら、もうそこで野洲病院はすぐに破産になるわけです。だから、2010という構想、計画は、私、その当時議員さんにも市民にも表明しています。これは白旗掲げてきたことだから、ややもすると、もうすぐに債務の履行を野洲市は求められると。だから、そのとき何やったか。速やかに検討委員会をつくって立ち上げないと、信頼性がない。だから滋賀医大の学長とか京都大学の福山教授とか医師会の会長とか、市民代表で受け皿をつくって、物事が動いているという体裁をやらないとだめなので、すぐにやっています。だからスケジュールが合わないでしょう。だから、つくったのは年度始まってすぐですけども、内々この構想を出したいという話は野洲病院からその前の年度、2010年度にありましたから。

もう一つ何をしたか。基金をつくったわけです。振興基金という、別途。14億でしたかね、これはなぜつくったかといったら、私が引き継いだときは本当に基金はもう底を潰していました。おまけにいっぱい課題があった。当時から議員していただいている方は覚えていただいていると思いますけども、合併特例債を使って基金が造成できるという仕組みがあるので、多分このスキーム使ったのは余りないと思いますよ。私が目いっぱい借りられるだけの、これは正當なんです。金利が安くて、そして基金として使えるので。私はふるさと納税はあえて使っていませんけども、この基金造成は究極の財テクなので、金利が安くて基金をつくって回して行ってだった。それは何のためにやったかといったら、野洲病院が本当に倒産したら一気に野洲市に債務が来て、野洲市が本当に破産する可能性があったから、最初は職員が5億にしますか10億にしますかということだったんですけども、制度の中で目いっぱい借りられるようにということで、14億数千万の基金を瞬間につくったんですよ。そこぐらい危機的な状況をくぐり抜けてここまで来ているわけで、だから今回も責任とかそういう話じゃなくて、ここまでやってこられたんだからと。

それともう一ついえば、平成10年がこれ分かれ目なんです。昨日もビデオ流しておられたけど、ビデオとか写真を。昭和60年に9億を貸して、平成10年には一銭も返って

ないんですよ。10年以上たっているのに、昭和60年の野洲町からの野洲病院への債権は何にも返ってないのに、民間から21億貸す、そんな損失補償をこの議場でしますか。ということはどういうことかといったら、親方日の丸でやってあげるから金借りなさい、耐震対策もできてない建物も放っておいて、側だけ病院つくりなさいと言ったのは野洲病院が言ったわけと違って、野洲町議会がやったわけですよ。ただ、これ野洲町議会だけの責任じゃない。当時は中主町長さんも理事でしたから。だから、そういう構造の中で来ているわけです。

そして平成10年、11年、あれだけつくって、そして平成22年ぐらいからがさがさとして、私がこれを知ったのは平成23年の春です。ということは、実質建物が建ってから10年しか持ってないわけですよ、あの大きな。だから、現経営陣にその過去の昭和60年からの借金、平成10年の借金の責任まで負っていただくというのであれば、もっと負う人もいるでしょうと。でもそういうことが問題じゃなしに、ここまで医療が継続されて、そして幸い新病院の展望のもとに職員さんも確保ができて、医療が継続できるということだったら、何を優先に物事を判断するのかといったら、今の2億数千万、当初からいっとら本当に減っているわけですよ。だから、それと医療行為があるということで、もう解決をしたらどうかというのがここに含められているメッセージです。契約の条項というよりは、そういうメッセージです。だから、この第16条というのは重大な判断、何回も言うように。だから、こういう議論をしていただきたいと思って提案しているわけです。

ただ、今回のボーナスは私は本当に知りませんでした。頑張ると言っているから、頑張っていたかかないといけない。

だから、予測をせよと言われたって、これは予測不可能ですよ、そんなことまで。民間病院の。理事でもないのに。頑張るとおっしゃっていて、認められている収支計画。業績見込みですから。ということで、今の債務についても過去を引っ張ってきている分については、これは受益に免じて野洲市民で持っていただくというのが今回の契約案件の提案であります。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） よくわかりました。

1つ目のところなんですけど、まだ確定していないことなので、言い方としてはちょっといろいろあるのかなという気もするんですけども、こうします、絶対そうするというか、議決なので、それを例えば議決しないという選択があるのかどうかちょっとわからないで

すけれども、こういう実際動いていることですから。まだ議決されてない案件について、
確実ですみたいな言い方はどうなのかなというのを思うところがあるということだけです。
予定という書き方がこれではされているので、そういう言い方をされた方がいいのかなと
いうふうには思います。

あと2つ目に関しては、今説明されたことで一定今の経営陣はすごく頑張って経営して
こられたというところも含めて、責任というところではなく、一定の評価も含めて、これ
からのも含めてやっていくということだと認識しましたが、間違いないでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご指摘のとおりです。

ただ、さっきの予定というのは、契約条項の方で私も確認した条項ですから、ただ、い
ずれにしても断念しているわけじゃなしに、何か委員会での発言にこだわっておられます
けど、基本的には野洲市が持っている債権は放棄をしますと言っているわけであって、も
ちろん予定という意味でしかないですから。確定はできませんから。何かそこにこだわっ
てもらったら、それは瑣末なことだと思います。

2問目についてはご指摘のとおりです。

○議長（橋 俊明君） 続いて、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、議第72号事業譲渡契約について、医療法人社団御
上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約について質疑をさせていただきます。

まず最初に、大枠で2つの質疑をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1点目は、契約書中第9条に伴う債務について確認いたします。

前回の病院事業特別委員会において、執行部の方から偶発債務は存在しないと答弁がご
ざいました。今期の医療法人社団御上会野洲病院におきまして、夏季賞与が支給されてい
ない事態にあると伺っております。清算法人が解散の後、債権債務は市に帰属することにな
っていますが、夏季賞与の未支給が偶発債務になるおそれがあると思慮しています。監
査法人の見解を含め、政策調整部政策監にお伺いいたします。

2点目は、第16条に伴う債務について確認させていただきます。

地域医療振興資金の債権放棄についてですが、こちらは言いかえると2人の理事に対す
る特別利益の供与にもつながると思いますが、今回劣後とすることにより滋賀銀行の借入
金を優先弁済することになるとは思います。譲渡日前において弁済されていないと考えて
よろしいでしょうか。現在の滋賀銀行借入金残額を含め、政策調整部政策監にお伺いいた

しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） それでは、稲垣議員の譲渡契約のまず9条の関係ですね、9条のご質問にお答えいたしますけれども、そもそも9条では野洲病院の労働債権は譲渡財産に含まれないということですので、議員おっしゃるようなことにはならないというふうに考えています。つまり、夏季賞与の未支給については、市が譲渡を受ける財産には含まれてないということでございます。

2点目の滋賀銀行への支払いの状況ですけれども、これに関しては御上会野洲病院と滋賀銀行さんとの間のことでございますので、こちらの方では把握してございません。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 答弁ありがとうございます。

大変失礼ながら、まともな答弁になってないのかなと僕は思っております。今市には関係ないとおっしゃいましたけど、これ、野洲病院の定款39条で、野洲病院が解散したときの残余財産は野洲市に帰属することになるというふうな取り決めになっていると思います。こちらは一般質問でも私お聞きしまして、国には見解を聞いていて、野洲市に帰属することになるというふうに聞いていますので、当然清算法人でその債務が残った場合は市に帰属することになると思います。であるので、単純にこれ通告のとおり市に帰属することになると私申し上げていますが、今部長はそれを否定されました。どういう法的根拠から市に帰属しないというふうに言われるのか、全く答弁になってないと思います。ですので、この点については今から再質問を行うんですが、まずは今の私の申し上げたことに関して正確にご回答をお願いしたいと思います。

次に、再質問させていただきたいんですけど、それを踏まえた上で回答いただきたいと思います。

この夏季賞与については、これ公式、非公式問わず、4月1日以降に事前に相談なり報告なりを受けた事実はまずあるのかなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

これ、例えば不支給にするにしても、当然病院職員さんの士気にもかかわることですから、私が仮に病院の事務部長という立場で、今の御上会の野洲病院の事務部長だったと仮定したとしても、市へ事前の相談とか話なしにこの賞与の不支給を決定するというのは、余りにも不自然だと思います。なので、まずこの点についてお伺いいたします。

次に、現民間野洲病院と医療従事者との間の労働契約上の話なのですが、これ賞与に関する規定を不支給とする法的根拠は何かあるのでしょうか。これ事業譲渡を受ける以上、こちらは把握している必要が私は当然あると思います。もともとのこの1番の質問なのですが、監査法人の見解を含めというふうにお伺いしましたが、監査法人さんに対しても前年度は400万、今年に関しては1,000万以上の報酬を支払われることになっていると思います。当然このあたりの僕が聞いているようなことというのは子どもが聞くようなことだと思いますので、こんなレベルの低いことを今後100億円を超える事業を展開する上で把握されてない、調査していないというのは余りにもお粗末だと思います。今言ったところについて、まず答弁求めます。

次に、2番目の地域医療振興資金の債権放棄の部分について聞きます。

民間だからという言葉がやはりあるのですが、この債権放棄については合意がなされていないと滋賀銀行への優先弁済はまずできないはずだと思うので、再度の質問にはなりません。譲渡日前において弁済されていないか、残額を含めて。民間だとは言われましたけど、これもう事業譲渡を締結して3日後には開院を控えているわけですよね。この土壇場に、3日前において民間病院のことだから知らないよというのは、僕いろんな事業譲渡とか、民間同士の事業譲渡とか上場企業とかの事業譲渡とか合併とかの話聞いていますけど、そんなに誠意のない答弁というのを僕ニュースとかでも見たことがなくて、こちらについてはやはりこの事業譲渡契約を72号で上程される以上は、上程するだけ上程しておいて、僕が聞いているような初歩的な質問に答えられない、答えないというのは余りにも誠意がないのかなと思うので、今申し上げた全ての点に対して再回答を要求しますので、お願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） まず、残余財産のことをお尋ねでしたけれども、定款に基づく残余財産の帰属につきましては、そもそもプラスのもの、マイナスのものではなくてプラスのものを想定しています。負の債務は帰属されませんというのが前提です。そのことをこの譲渡契約でうたっているわけでございます。

先ほどからお尋ねの夏季賞与の不支給ですけれども、第9条を読んでもいただくとおわかりになると思いますが、そもそも第9条には職員の身分といいますか扱いにつきましては、譲渡日をもって野洲病院の職員さんは6月30日をもって退職されますと。その間の労働債務についてはこれは御上会、あるいは御上会の清算法人が責任を持ってその負債に対応

するというのが前提になっています。この譲渡契約はそういう内容になっています。したがって、夏季賞与の不支給につきましては、これは市がそこに立ち入る話ではないというふうに考えておりますし、そのことは前にも市長からも説明があったというふうに考えています。

それと、労働のことをお尋ねですけど、ちょっとその辺は私詳しくないのでわかりませんが、あともう一つ地域振興資金のことをお尋ねでしたけれども、債権放棄ということに絡めてのお尋ねですけども、さっきも申しあげましたとおり、契約されているのは滋賀銀行と御上会野洲病院さんが契約されている内容です。そのことを市が申し上げる立場にもありませんので、お答えすることはできません。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） もう全く答えになっていないので、大変残念です。

ただ、最後にちょっとお聞きしますが、偶発債務という言葉を使っていますが、その点については部長は理解されていますか。理解された上で答弁しているのか、もし理解されていたとしたら、偶発債務の定義についてお知らせ下さい。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 偶発債務の私の見解としましては、見えない債務、オープンになってない債務という解釈でございます。

以上、お答えいたします。

○10番（稲垣誠亮君） それは簿外債務だと思います。全く違うと思います。

○市長（山仲善彰君） 補足しておきます。

○10番（稲垣誠亮君） いや、もういいです。全くもうだめだ。いいです。

○市長（山仲善彰君） 聞きたくないんですか。要するに、いかにもきちんと答弁していないみたいな体裁のイメージを作りたいんですね。

○10番（稲垣誠亮君） 今のでわかりました。

○市長（山仲善彰君） 印象操作。答えてあげようと言っているのに。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第72号については、会議規則第39条第3項

の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。よって、議第72号については、委員会付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議第72号について、討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第72号事業譲渡契約について(医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市長(山仲善彰君) 令和元年第3回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は去る6月5日から本日に至りますまで24日間でした。令和元年度野洲市一般会計補正予算(第3号)をはじめ、提案申し上げました議案につきまして、慎重にご審議の上、原案のとおりお認めいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の一般質問、議案質疑を通じまして、市民病院整備事業、人権施策、子育て、教育施策、高齢者施策、道路施策など、市民に関わる重要な施策に対しまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました。誠にありがとうございます。

特に、市民病院整備事業における医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約につきましては、債権放棄を含む重要な内容が含まれるなど、市の将来にわたる重要な政策の推進に関連することから議会に上程し、条例をご承認いただいた上で、ただいま譲渡契約をもお認めいただきました。ありがとうございます。答弁もいたしましたように、ベストではないとしても、これまでの経緯、あるいは野洲病院の現状を踏まえますと、ベターな選択ではないかというふうに考えております。

昨日民間野洲病院を運営する法人の解散式が行われました。来月1日からは新たに市立野洲病院として開院をし、市民の中核的な医療サービスを提供してまいります。また、引き続き駅前市民病院整備事業を進め、令和3年の新病院の開院に向けまして着実に事業を進めてまいりますので、一層のご協力、ご支援をお願いいたします。

また、閉会中の継続審議となっていました野洲市都市計画条例につきましてもご審議の上、お認めをいただきました。先般の総務常任委員会でお示ししました税の用途となる具体的な想定事業を含め、今後も市民のご意見をお聞きしながら、地域ごとの基盤整備事業を明らかにし、一層の発展と安全、潤いある都市づくりを進めてまいります。

なお、9月議会におきまして、篠原駅前の地区計画区域の追加と施行期日を令和3年4月1日とする条例の一部改正を上程いたす予定であります。

さらに、一般質問においてご質問いただきました子どもの医療費助成につきましては、都市計画税を導入することで雨水幹線整備事業等、これまでの都市計画事業に充てていた財源を振り替えることが可能となりますので、医療費助成の拡大ができる財源の見通しが立つことから、今後少なくとも小学校3年生までは対象とした検討を行ってまいります。

最後に、議員の皆様方におかれましては、遅い梅雨に入ったばかりで、時節柄健康にはくれぐれもご留意いただき、引き続き本市発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 以上で、令和元年第3回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。（午後6時04分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和元年6月28日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 鈴 木 市 朗

署 名 議 員 工 藤 義 明